

## 産業廃棄物処分業許可証

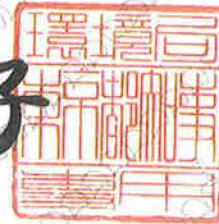
住所 東京都大田区城南島三丁目2番8号

氏名 S. P. E. C. 株式会社  
代表取締役 深江 伯史赤印ないものは無効  
再コピー禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 6月 1日

許可の有効年月日 令和 4年 5月31日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

選別破砕

：燃え殻、汚泥（脱水後の無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（以上12種類）

脱水（※）

：燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（以上12種類）

混練・不溶化

：燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん（以上4種類）  
（水銀含有ばいじん等（1000mg/kg未満のものに限る。）を含む。）

※ 洗浄後の抽出分離物のみの脱水

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区城南島三丁目2番8号

## 3 許可の条件

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 29年 6月 1日 新規許可

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)





2 事業の用に供する施設  
 施設所在地：東京都大田区城南島三丁目2番8号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
選別破砕	燃え殻	518 (t/日)	1920 (t/日)	平成29年3月17日	産施 第350号	平成29年1月5日
	汚泥(脱水後の無機性汚泥に限る。)	---				
	廃プラスチック類	158 (t/日)				
	紙くず	136 (t/日)				
	木くず	249 (t/日)				
	繊維くず	55 (t/日)				
	ゴムくず	235 (t/日)				
	金属くず	513 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	453 (t/日)				
	鉱さい	876 (t/日)				
脱水(※1)	燃え殻	720 (t/日)	720 (t/日)	平成29年2月28日	産施 第347号	平成28年5月31日
	汚泥(無機性汚泥に限る。)	720 (t/日)				
	廃プラスチック類	720 (t/日) ※2				
	紙くず	720 (t/日) ※2				
	木くず	720 (t/日) ※2				
	繊維くず	720 (t/日) ※2				
	ゴムくず	720 (t/日) ※2				
	金属くず	720 (t/日) ※2				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	720 (t/日) ※2				
	鉱さい	720 (t/日)				
脱水(※1)	燃え殻	480 (t/日)	480 (t/日)	平成29年2月28日	産施 第347号	平成28年5月31日
	汚泥(無機性汚泥に限る。)	480 (t/日)				
	廃プラスチック類	---				
	紙くず	---				
	木くず	---				
	繊維くず	---				
	ゴムくず	---				
	金属くず	---				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	480 (t/日)				
	鉱さい	480 (t/日)				
混練・不溶化	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。) ※3	960 (t/日)	960 (t/日)	平成29年4月11日	---	---
	汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。) ※3	960 (t/日)				
	鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。) ※3	960 (t/日)				
	ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) ※3	960 (t/日)				
	ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) ※3	960 (t/日)				

- ※1 洗浄後の抽出分離物のみの脱水
- ※2 土壌との混合物の処理能力を示す。
- ※3 水銀含有ばいじん等は、含有量が1000mg/kg未満のものに限る。

(以下余白)

赤印ないものは無効  
再コピー禁止